

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	愛知県豊川市

豊川市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 豊川市産業環境部農務課
所在地 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
電話番号 0533-89-2138
FAX番号 0533-89-2297
メールアドレス nomu@city.toyokawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	大型獣：イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ 中型獣：アライグマ、ハクビシン、ヌートリア 鳥類：カラス（ハシブトガラス及びハシボソガラス）、カワウ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	愛知県豊川市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	822千円、1.28ha
	野菜類	33千円、0.10ha
	果樹類	1,890千円、1.03ha
	いも類	121千円、0.06ha
ニホンザル	水稲	576千円、0.82ha
	豆類	4千円、0.05ha
	野菜類	194千円、0.32ha
	果樹類	1,090千円、0.38ha
ニホンジカ	水稲	1,222千円、1.85ha
	豆類	72千円、0.07ha
	野菜類	590千円、0.34ha
	果樹類	476千円、0.33ha
アライグマ ハクビシン ヌートリア	水稲	18千円、0.04ha
	野菜類	426千円、0.46ha
	果樹類	808千円、0.58ha
	いも類	2千円、0.02ha
カラス カワウ	野菜類	490千円、0.42ha
	果樹類	3,136千円、1.93ha
	鮎の稚魚等	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

・イノシシ

山林に隣接した農地を中心に被害がみられる。冬から春にかけては農地作物の他にタケノコ等の食害と田、畔の掘起し被害があり、初夏から秋にかけては水稻を中心に、果樹にも食害、掘起し等の被害がみられる。

・ニホンザル

農家のほ場だけではなく、被害金額が算出しにくい自家用野菜、果樹等にも被害が拡大している。また、近年では、住宅地、学校付近へ出没するなど、人への危害も懸念される。

・ニホンジカ

近年生息域が拡大し、水稻や野菜、果樹など多岐にわたる農作物を食害している。また、スギ・ヒノキなどの人工林の葉や樹皮を食害し、樹木を枯死させている。

・アライグマ

果樹を中心に農作物被害が出ている。また、住宅地の家庭菜園や屋根裏に住みつくといった生活環境被害まで発生している。

・ハクビシン

果樹を中心に農作物被害が増えており、アライグマ同様、市街地への出没も増加し、生活環境被害が発生している。

・ヌートリア

河川等の水域に隣接する水田や畑において、水稻を中心に被害が出てきている。また、土手や堤防の破壊といった被害も発生している。

・カラス

野菜や果樹をつついて穴をあけてしまうなどの農作物被害が見られる。また、鳴き声による騒音や糞害、ゴミを荒らすなどの生活環境被害も増加している。

・カワウ

放流した鮎の稚魚などを食べるといった水産被害がみられる。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
被害金額	イノシシ	2,867千円	イノシシ	2,580千円
	ニホンザル	1,862千円	ニホンザル	1,676千円
	ニホンジカ	2,496千円	ニホンジカ	2,246千円
	中型獣	1,254千円	中型獣	1,129千円
	鳥類	3,627千円	鳥類	3,264千円
	合計	12,106千円	合計	10,895千円
被害面積	イノシシ	2.5ha	イノシシ	2.3ha
	ニホンザル	1.6ha	ニホンザル	1.4ha
	ニホンジカ	2.7ha	ニホンジカ	2.4ha
	中型獣	1.1ha	中型獣	1.0ha
	鳥類	2.4ha	鳥類	2.2ha
	合計	10.3ha	合計	9.3ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【捕獲体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊川市が狩猟連合豊川へ委託して、有害鳥獣捕獲を実施。 ・農家等を中心とした地元駆除組織が捕獲を実施。捕獲頭数に応じて捕獲者に活動経費を補助。 ・豊川市鳥獣被害防止対策協議会で捕獲檻を購入し、狩猟連合豊川等と連携して捕獲活動を実施。 ・中型獣用捕獲檻の貸出しを実施。 ・捕獲者の負担軽減のため、わなの見廻り及び給餌作業等の捕獲活動に係る作業を補助する捕獲サポート隊への補助金を交付。 <p>【捕獲機材の導入】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟連合豊川会員数の減少と高齢化に伴い駆除実施が困難になりつつあり、捕獲の担い手の育成が必要である。 ・住宅地付近への出没が増加しており、そのほとんどが特定猟具使用禁止区域（銃）であるため、銃器による駆除の実施ができない状況にある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・市単独補助により、豊川市に住所を有する農業従事者若しくは、農業者団体が捕獲檻を導入する場合に、補助事業を実施。 (1/2以内上限5万円) <p>【サル駆除隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1班2名体制で計4班を編成。山裾を中心に鳥獣被害で困っている地域をパトロールし、追払い駆除活動等を実施。隊員は全員銃免許を所持。 <p>【テレメトリー調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊川市鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という)と連携し、サルの生息環境調査を実施。市内に生息する群れの行動範囲や個体数を調査。 <p>【大型捕獲檻の設置・移設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サルやイノシシ・シカを効率的に捕獲するため、市内数か所に設置。設置済のものを移設。管理は実施隊が担う。 	
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>【侵入防止柵の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊川市鳥獣被害防止対策協議会で侵入防止柵を購入し、地元駆除組織等と協力して設置。必要に応じて修繕を実施。 <p>【電気柵の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型獣用 市単独補助事業により、豊川市に住所を有する農業従事者若しくは、農業者団体が実 	<ul style="list-style-type: none"> ・山裾の地域は、山を囲うように柵を設置したが、封鎖できない道や、既設の柵の隙間からイノシシ・シカが農地に侵入する。

	<p>施する電気柵設置に対して補助事業を実施。 (1/4以内上限10万円)</p> <p>・中型獣用 市単独補助事業により、豊川市に住所を有する農業従事者若しくは、農業者団体が実施する電気柵設置に対して補助事業を実施。 (1/2以内上限5万円)</p> <p>【防鳥網の設置】</p> <p>・市単独補助事業により、豊川市に住所を有する農業従事者若しくは、農業者団体が実施する防鳥網設置に対して補助事業を実施。 (1/2以内上限5万円)</p>	<p>・鳥類は銃器による駆除の効率が低く、また捕獲檻による捕獲が難しいため、粘り強い追払い活動や防鳥網等による防護対策の推進が必要である。</p>
<p>生息環境管理 その他の取組</p>	<p>【被害防止技術等に関する知識の普及】</p> <p>・豊川市鳥獣被害防止対策協議会でセミナーを開催。</p>	

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>1 捕獲と防除の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊川市第二種特定鳥獣管理計画実施計画の個体数調整に基づき計画的に捕獲を実施する。 ・わな免許等の狩猟免許の取得を促進するなど、農家を含む新たな被害対策の担い手を育成する。 ・実施隊の体制を強化し、追払い活動や被害の多い地域へのパトロール

活動などを実施する。

- ・これまで地元が設置してきた侵入防止柵を適正に維持、管理していただけるように、集落でまとまりをもった環境づくりの取組を推進する。
- ・捕獲檻の増設により捕獲を効率的に行うとともに、鳥獣被害防止への意識を高める。
- ・他地域で取組まれている効果的な防除方法を積極的に取り入れるための調査・研究を推進する。
- ・ドローンを利用した効率的な調査方法を検討する。

2 被害状況の把握

- ・アンケート調査・目撃情報・狩猟連合豊川等からの聞き取りや現場確認により被害の実態を把握し、マップの作成や生態調査等を実施し被害状況を的確に把握する取組を実施する。

3 被害防止対策の啓発

- ・被害防止に関する知識の普及について、PRパンフレット・被害防止対策マニュアル等を活用しながら情報提供を推進する。
- ・農地等の作物残渣や未収穫農作物の適切な処分、農地周辺の草刈の実施、山裾の緩衝地帯の整備など、獣類を寄せ付けない集落環境づくりの取組について啓発する。

4 被害対策体制の確立

- ・地元農家等による地元駆除組織の設立推進及び活動支援。
- ・侵入防止柵等を設置するにあたり、効果的な手法を取り入れ、地域での取組による防除対策体制、維持管理体制の確立を推進する。
- ・講習会・研修会等を開催しながら被害軽減のための集落環境づくりに向け、体制整備を推進する。

5 資源としての有効活用

- ・イノシシ、ニホンジカの地域資源としての有効活用について、先進地事例を参考に調査・研究する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・豊川市第二種特定鳥獣管理計画実施計画の個体数調整に基づき計画的に捕獲を実施する。
- ・有害鳥獣の捕獲については、豊川市が、狩猟連合豊川へ委託して行う。
- ・地元駆除組織等と連携し有害鳥獣捕獲を実施する。
- ・銃猟禁止区域等で銃使用による駆除が難しい地域については捕獲檻を増設し、有害鳥獣捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ アライグマ ハクビシン ヌートリア カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ協議会で捕獲檻を購入し実施隊が被害地域へ設置する。 ・新たな捕獲の担い手を確保するため農家のわな狩猟免許取得を促進する。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
原則として、豊川市第二種特定鳥獣管理計画実施計画の個体数調整に基づき設定する。被害が甚大に及ぶ場合は、捕獲数を増やすなど臨機応変に対応する。

- (注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	600	600	600
ニホンザル	150	150	150
ニホンジカ	600	600	600
アライグマ	80	80	80
ハクビシン	100	100	100
ヌートリア	20	20	20

カラス	500	500	500
カワウ	40	40	40

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>【捕獲手段】 銃器、捕獲檻等による捕獲</p> <p>【捕獲予定時期】 通年</p> <p>【捕獲予定場所】 市内全域（主に山林）</p> <p>なお、豊川市は愛知県特定鳥獣管理計画において、分布域・被害地域の拡大を防止する防衛ゾーン等に設定されていることから、分布域を拡大させないための捕獲を徹底するとともに、被害地域では加害個体及び人慣れ度の高い個体を中心に捕獲を実施する。</p>
--

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>発砲から着弾までが速いため、より正確に対象獣を捕獲できる。また、散弾銃と比較して、遠距離からの狙撃が可能であるため、対象獣に発見される前に捕獲が可能である。サル駆除隊や狩猟連合豊川の駆除活動でライフル銃を使用。</p>

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内一円	<p>○被害防止計画の対象鳥獣 イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、カラス、カワウ</p> <p>○その他の鳥獣 ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、タヌキ、キツネ、テ</p>

	ン、イタチ（雄）、アナグマ、ノウサギ、コサギ、カワラバト(トバト)
--	-----------------------------------

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ 柵等 計0m	ワイヤーメッシュ 柵等 計1,000m	ワイヤーメッシュ 柵等 計1,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	地元駆除組織等と協力して侵入防止柵の管理を行い、必要に応じて修繕を実施。 市で猟友会員を雇用し、サル駆除隊として追上げ・追払い活動を実施。	地元駆除組織等と協力して侵入防止柵の管理を行い、必要に応じて修繕を実施。 市で猟友会員を雇用し、サル駆除隊として追上げ・追払い活動を実施。	地元駆除組織等と協力して侵入防止柵の管理を行い、必要に応じて修繕を実施。 市で猟友会員を雇用し、サル駆除隊として追上げ・追払い活動を実施。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年 ～ 令和8年	イノシシ ニホンザル ニホンジカ アライグマ ハクビシン ヌートリア カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等の作物残渣や未収穫農作物の適切な処分、農地周辺の草刈りの実施など、獣類を寄せ付けない集落環境づくりの取組について啓発する。 ・農家へ被害防止に関する知識の普及について、PRパンフレット・被害防止対策マニュアル等を活用しながら情報提供をする。 ・侵入防止柵は各集落で設置・管理する。 ・アンケート調査や目撃情報等により被害の実態を把握し、被害マップを作成する。 ・実施隊・狩猟連合豊川と連携して、被害の軽減を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

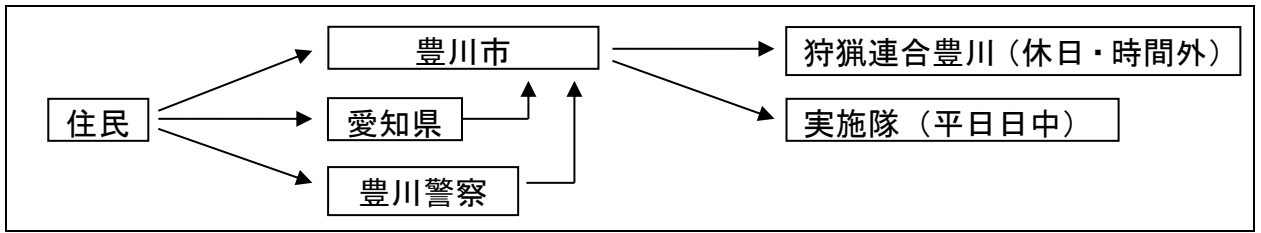
関係機関等の名称	役割
豊川市	住民からの通報を受けて狩猟連合豊川・実施隊と調整
狩猟連合豊川	市からの依頼を受けて現場対応（休日・平日時間外）
豊川市鳥獣被害対策実施隊	市からの依頼を受けて現場対応（平日勤務中）
豊川警察署	住民からの通報を受けて市に連絡

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲可能な状態のわなは1日1回以上確認し、野生獣等が捕獲されていた場合は速やかに適切な措置を実施する。
- ・ 対象鳥獣はできるだけ苦痛の少ない方法で速やかに殺処分し、残渣は放置しない。
- ・ 最終処分場に持ち込まれた捕獲個体については一般廃棄物として焼却処分するとともに、搬入確認書を発出する。
- ・ 捕獲場所付近で埋設する場合は、地権者の承諾を得る。埋設は殺処分後1日以内に実施し、野生獣等に掘り起こされないよう1m以上覆土する。
- ・ イノシシの処分作業においては、適切な豚熱防疫対策を実施する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	各駆除組合等の組織間の連携を密にし、埋設処理や焼却処理を行っていたものを食肉（自家消費）として活用できるよう推進する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	豊川市鳥獣被害防止対策
構成機関の名称	役割
豊川市	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
愛知県東三河農林水産事務所	有害鳥獣関連情報の提供及び指導を行う。
ひまわり農業協同組合	被害防除対策の支援及び情報提供を行う。
狩猟連合豊川	有害鳥獣関連情報の提供及び捕獲を行う。
豊川市農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
地域代表	有害鳥獣関連情報の提供及び捕獲を行う。
ジビエ等利活用関係者代表	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県東三河総局	有害鳥獣の捕獲及び鳥獣保護に関する情報提供・指導を行う。
愛知県農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・ 鳥獣被害防止特措法第9条に基づく実施隊を平成23年度に結成。追払い活動や被害の多い地域へのわなの設置やパトロール活動などを行い、被害の軽減を図る。構成員は市職員及びサル駆除隊、狩猟連合豊川。
- ・ 隊員数67名(令和5年現在)
- ・ うち、狩猟免許所持者数63名

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

個々の農地に対する防除から地域全体での防除の意識啓発のため、地域が主体となり被害防止対策を行う駆除組合等の組織を推進する。また、講習会・研修会等を開催し、被害軽減のための集落環境づくりに努める。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、関係機関と連携し、共同で講演会、情報交換会、研修会を開催する。また、他地域の情勢等を把握するため、必要に応じて関係機関とともに先進事例調査を実施する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。